

2020 年 7 月 29 日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所
防災安全グループ

福島第二原子力発電所 緊急時演習について

1. 本訓練の目的

原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）及び原子炉施設保安規定第 112 条に基づき緊急事態に対処するための総合的な訓練を実施する。

訓練は福島第一および福島第二原子力発電所において、同程度の原子力災害が同時期に発生した場合を想定し、原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できることの確認及び災害対応能力の向上を目的とする。

（1）福島第二原子力発電所の重点検証項目

- ①中長期計画に基づき、昨年の熟練者以外のメンバーを選定し、昨年と同等レベルの緊急時対応が出来ることを確認する。
- ②昨年度訓練で抽出された課題に対する対応策が機能することを確認する。

2. 実施日時

（1）実施日時

2020 年 9 月 11 日（金） 13 時 00 分～18 時 00 分
（17 時 30 分～18 時 00 分：反省会）

3. 訓練対象施設

- （1）福島第二原子力発電所 （2）原子力施設事態即応センター（本社）
- （3）福島第一原子力発電所 （4）福島本部
- （5）福島県南相馬原子力防災センター（OFC）
- （6）原子力事業所災害対策支援拠点（浜通り物流センター）
- （7）原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）
- （8）社外関係機関（自治体模擬）

4. 訓練の前提条件

- （1）シナリオは全訓練プレーヤーに対し非開示とする。
（ブラインド訓練：コントローラによる情報付与あり）
- （2）現状のプラント状態とする。
- （3）平日の通常勤務時間帯に原子力災害が発生し、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 10 条及び第 15 条事象へと進展する。
- （4）原子力防災要員は事務本館等、通常の執務箇所で勤務中とする。
- （5）安全パラメータ表示システム（SPDS）については、発電所及び本社との情報共有として SPDS 訓練モードを使用し、本社及び ERC との情報共有として緊急時対策支援システム（ERSS）訓練モードを使用する。
- （6）自然現象起因（地震・津波等）の影響を考慮し、福島第一原子力発電所との合同訓練とする。
- （7）コロナ対策態勢が発令されている状態とする。

5. 訓練項目

- (1) 本部運営訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 原子力災害医療訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) アクシデントマネジメント訓練
- (7) 電源機能等喪失時訓練
- (8) 遠隔操作資機材（ロボット）操作訓練

6. 昨年度の緊急時演習からの主な改善点

- ・ 通報の受け手が理解しやすい25条報告の記載方法
- ・ 現場退避にかかる周知ルールの明確化
- ・ 臨機の目標変更に対するルールの明確化
- ・ 中長期対応の共有方法に関する明確化

7. 訓練の中止・延期等の判断

以下の条件を基に訓練事務局で訓練の中止または延期を検討し、発電所本部長の最終判断をもって中止または延期とする。

また、当日の天候等により現場実働訓練に危険が生じる場合は、同様に訓練事務局による検討、発電所本部長の最終判断をもって、現場実働訓練を模擬対応とする。

(1) 訓練の中止または延期の判断条件

- ① 発電所全体を巻き込むトラブルが発生した場合
- ② その他、発電所本部長が中止・延期を判断した場合

(2) 現場実働の模擬対応判断

- ① 天候等により現場実働訓練に危険が生じる場合
- ② その他、発電所本部長が中止・延期を判断した場合

以 上